

7. 料金表

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金

（内定書や労働条件通知書等に記載されている想定年収の額）に**35%**を乗じた額を紹介手数料の対価として頂戴します。

※ 通勤手当、住宅手当、入社準備金等は上記の算定の基礎には含めません。

返金規定

本雇用契約成立後 1か月以内 に本雇用契約が終了した場合	本対価の 80% に相当する金額
本雇用契約成立後 1か月を超え3か月以内 に本雇用契約が終了した場合	本対価の 50% に相当する金額
本雇用契約成立後 3か月を超え6か月以内 に本雇用契約が終了した場合	本対価の 10% に相当する金額